

ますます制度充実！夢を描けるまち小松市 小松市定住促進支援制度



小松市定住促進支援制度は平成27年3月までとなります
飛行場周辺地区居住環境整備助成金については平成29年3月までが実施期間となります

■住宅建設・購入に関する奨励金

「ようこそ小松」定住促進奨励金

小松市外から小松市内の都市計画区域内に転居する方に、自己の住宅の建設費または取得費の一部を助成します

新築・増築・購入	借入金の10%を助成
----------	------------

- 新築、増築 (限度額 50万円)
- 購入 (限度額 30万円)

【条件の一部】

- 小松市外から小松市への転入者であること(小松市外での居住が3年以上)
- 増築の場合、増築部分の住戸の専用面積が75㎡以上であること
- 新築、購入に係る借入金があり、償還期間が10年以上ある者

まちなか住宅建築奨励金

まちなか指定区域での自己の住宅の取得費の一部を助成します

購入	借入金の10%を助成
----	------------

- 購入 (限度額 30万円)

購入
加算制度

- 若者世帯(45歳まで)の場合、5万円を助成
- 小松市内不動産業者利用の場合、10万円を助成

【条件の一部】

- 購入に係る借入金があり、償還期間が10年以上ある者

農山村住宅建築奨励金

小松市訓令による過疎地域の指定を受けた地域、および正蓮寺町地内での自己の住宅の建設費、取得費の一部を助成します

新築・購入	借入金の10%を助成
-------	------------

- 新築 (限度額 30万円)
- 購入 (限度額 20万円)

新築
加算制度

- 小松市内建築業者利用(新築)の場合、10万円を助成

【条件の一部】

- 新築、購入に係る借入金があり、償還期間が10年以上ある者

飛行場周辺地区居住環境整備助成金

航空機騒音区域で騒音緩和を配慮した自己の住宅建設費の一部を助成します

新築	(市内業者を元請使用した場合)
----	-----------------

- うるささ指数85W以上の地域での新築の場合 100万円を助成
- うるささ指数80W~85Wの地域での新築の場合 50万円を助成
- うるささ指数75W~80Wの地域での新築の場合 20万円を助成

※市外業者を元請使用した場合上記の半額が助成額となります

新築
加算制度

- 市外居住世帯(小松市外での居住が3年以上) (50万円)
- 3世代家族世帯、 (20万円)
- 準3世代近所世帯 (10万円)
- 若者世帯(まちなか区域内のみ) (5万円)

※①が対象となる場合は、助成金の額と①の額とを比較して低い方を半額とします

※②、③、④は併用できません

【条件の一部】

- 遮音性能があるサッシを使用すること(居室のみ)
- 防衛省の住宅防音工事の助成を受けないこと

3世代家族住宅建築奨励金

小松市内で住宅を取得し、3世代が同居、又は近居する場合、建設費、取得費の一部を助成します。

新築・購入	
-------	--

- 3世代家族世帯 (20万円)
- 準3世代家族世帯 (20万円)
- 準3世代近所世帯 (10万円)

【定義】

- ①3世代家族世帯・・・3世代が居住している世帯
- ②準3世代家族世帯・・・隣地に親世帯が居住している家がある世帯
- ③準3世代近所世帯・・・概ね50m以内に親世帯が居住している家がある世帯

住まいる小松奨励金

開発者向け
宅地開発を行う民間事業者(販売を担当する宅地建物取引業者)に助成します

1区画	10万円を助成 (限度額 100万円)
-----	---------------------

【条件の一部】

- 造成工事着手前であること

購入者向け
自己の住宅を建設するために、対象となる開発許可を受けた分譲宅地を購入して建築する建築主に助成します

	20万円を助成
--	---------

【条件の一部】

- 3区画以上で公共施設整備を伴った、H21.9.1以降に開発許可を受けた分譲宅地であること(川辺町PFI事業による分譲宅地を含む)
- 開発登録簿記載の要件が一致すること

環境王国移住住宅改修奨励金

空き家・空き室バンク登録住宅取得費用、又は移転先の住宅改修が必要な場合、改修費用の一部を助成します

購入・改修	
-------	--

- 登録住宅を取得する方、もしくは登録住宅を借りて改修をする者に対し、購入費もしくは改修費の50%を助成 (限度額 40万円)

【条件の一部】

- 購入費もしくは改修費が20万円以上であること
- 居住性の向上のための改修工事であること(浴室、洗面所、便所、台所等の改修)

環境王国対象地域：
国道8号バイパスから東側と木場湯周辺を加えた地域



【制度の併用について】
上記の各奨励金および小松地域産材利用促進奨励金は併用可能なものがあります。詳しくは窓口かお電話にてお問い合わせください。

本制度の適用にあたっては、制限および条件があります。詳しくはWEBで！ [小松市 定住 検索](#)

